評価項目一覧表 (一次審査用)

- ・参加表明書(様式1)提出時に、別添様式2から様式5-2を併せて提出する。
- ・提出した様式は、下記評価基準に沿って評価する。
- ・評価点の合計の高い順に5者程度を二次審査における選考対象とする。
- ・上記二次審査における選考対象者に対し、技術提案要請書を送付する。
- ・一次審査の得点は、原則、二次審査の結果に影響しない。ただし、二次審査結果が同点となった場合には、一次審査の結果を加味する場合がある。

評価 項目	評価の 着眼点	判断基準		加点		
事務所	病院の実績	① 過去10年間における公的病院等*の一般病床300床以上の基本設計及び実施設計の実績が3件以上の場合			最大	
		② ①の実績のうち、450床以上の実績を有する場合				
		③ ①の実績のうち、免震構造の実績を有する場合		+4	16点	
		④ ①の実績のうち、公立病院*の実績を3件以上有する場合				
	事務所	① 一級建築士の技術者数(正社員):30名以上の場合		+2	最大	
	規模	② 一級建	一級建築士の技術者数(正社員):50名以上の場合		4点	
配予技置定者	過去実績・		① 様式4に記載された設計実績において、管理技 術者の立場での担当実績を3件以上有する場合	+5		
		管理 技術者	② ①の管理技術者の立場での担当実績に、公立病院を含む場合	+3	最大 10点	
			③ ①の管理技術者の立場での担当実績に、受賞歴 **を有する場合	+2		
		意匠主任 技術者	① 様式 5-1 に記載された意匠主任技術者以上の 立場での実績を2件以上有する場合	+4	最大 20点	
			② 上記の実績を5件以上有する場合	+6		
			③ ①の実績に公立病院を2件以上含む場合	+6		
			④ ①の意匠主任技術者以上の立場での担当実績 に、受賞歴を有する場合	+2		
			⑤ 意匠主任技術者が認定登録医業経営コンサルタ ントの資格を有している場合	+2		
		注:管理技術者と意匠主任技術者が兼務する場合、管理技術者の 加点項目のみを計上する。				
		構造主任 技術者	① 様式5-2に記載された構造主任技術者としての担当実績に、免震構造の病院を含む場合	+7	最大 7点	
		電気設備 主任 技術者	① 様式 5-2 に記載された電気設備主任技術者と しての担当実績が300床以上の病院の場合	+2	最大	
			② ①の電気設備主任技術者としての担当実績が災害拠点病院の場合	+5	7点	
		機械設備 主任 技術者	① 様式 5-2 に記載された機械設備主任技術者と しての担当実績が300床以上の病院の場合	+4	最大 10点	
			② ①の機械設備主任技術者としての担当実績が災害拠点病院の場合	+6		
	専門分野 技術者	① コスト管理担当として、別途、認定コンストラクション・ マネジャーの有資格者を配置する場合			最大 6点	
合計						

※公 立 病 院:都道府県若しくは市町村が設置する病院をいう。

公的病院等:医療法第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院及び独立行政法人国立病

院機構、国立大学法人が設置する病院をいう

- ※ 受賞歴の対象となる建物は「病院」に限り、建築賞等は以下のとおりとする。
- (一社) 日本医療福祉建築協会 医療福祉建築賞(準賞を含む。)
- (一社) 日本建築学会 日本建築学会賞
- (公社) 日本建築士会連合会 日本建築士会連合会賞、同優秀賞、同奨励賞
- (一社) 日本建築士事務所協会連合会 日事連建築賞
- (公社) 日本建築家協会 JIA日本建築大賞、JIA優秀建築賞、日本建築家協会賞
- (一社) 公共建築協会 公共建築賞、同特別賞、優秀賞